

(趣旨)

第1条 この要項は、東京科学大学総合研究院M&Dデータ科学センター(以下「センター」という。)におけるセンターストレージシステム(以下「SHIRAUME」という。)の利用に関し、必要な事項を定めるものとする。

(アカウント申請者の資格)

第2条 SHIRAUMEのアカウント申請ができる者は、次のいずれかに該当する者(以下「アカウント申請者」という。)とする。

一 東京科学大学(以下「本学」という。)の職員

二 前号に掲げる者のほか総合研究院M&Dデータ科学センター長(以下「センター長」という。)が適当と認めた者

(アカウントの申請)

第3条 アカウント申請者は、当該アカウントの利用を管理する研究責任者として、センター長に所定のアカウント申請書を提出し、その許可を受けなければならない。

2 前項の申請書には、当該アカウント申請者の管理下でSHIRAUMEを利用する予定の者(第6条に規定する利用者に限る。)を明らかにしなければならない。

(アカウント申請者変更の申請)

第4条 アカウント申請者は、当該アカウントの利用を管理する新たな研究責任者を推挙し、新たな研究責任者がセンター長に所定の利用申請書を提出し、センター長の許可を得ることで、アカウント責任者を変更することができる。また、センター長の判断により、研究倫理上及び管理上適当と認められる者に、アカウント申請者を変更することができる。

(利用者の資格)

第5条 SHIRAUMEを利用することのできる期間は、利用申込日の属する年度の3月末日までとし、月を単位として利用する期間(以下「利用期間」という。)を申請するものとする。

2 センターは、利用期間が終了した利用者のデータを直ちに消去する。なお、GPUサーバーについては運用上の必要に応じ、翌月の利用を申請している場合であっても各月末にGPUサーバー上のデータの消去及びアカウントの初期化が実行されることとする。

3 利用者は前項により消去したデータに関して、データの回復が不可能であること及びデータの消失に関する損害賠償など一切の主張を行わないことに同意する。

(利用者の資格)

第6条 第2条に定められたアカウント申請者の管理下で、SHIRAUMEを利用できるものは、次いずれかに該当する者(以下「利用者」という。)とする。

一 本学の職員

二 本学の学生

三 前2号に掲げる者のほかセンター長が適当と認めた者。ただし、利用者は東京科学大学の学内ネットワークにアクセスできる者又は東京大学医科学研究所ヒトゲノム解析センターのスーパーコンピュータSHIROKANE(以下「SHIROKANE」という。)にアクセスできる者に限る。

(利用の申請)

第7条 アカウント申請者(アカウント申請者が第3条第2項の規定により申請した者を含む。)がSHIRAUMEを利用する場合には、当該アカウント申請者が、所定の利用申請書に当該利用者の情報を記した上でセンター長に提出し、その許可を受けなければならない。

2 アカウント申請者及び利用者は、SHIRAUMEの利用に当たり、この要項の記載内容について同意したものと取り扱う。

(利用の許可)

第8条 センター長は、第3条又は前条に関する申請があったときは、当該利用が適当であると認めるものに限り、SHIRAUMEの利用を許可するものとする。

(セキュリティポリシー及びプライバシーポリシー)

第9条 SHIRAUMEの運用は、国立大学法人東京科学大学情報セキュリティ規則(令和6年規則第70号)に則り行う。

2 SHIRAUMEの運用は、東京科学大学総合研究院M&Dデータ科学センターストレージシステム運用におけるプライバシーポリシーに則り行う。

(申請書の変更の申請)

第10条 アカウント申請者は、アカウント申請書及び利用申請書に記載した事項(アカウント申請書については、第4条に規定するアカウント責任者の変更に関する事項を除く。)について変更しようとするとき又は変更が生じたときは、速やかにセンター長に申し出て、その許可を受けなければならない。

2 利用者は、利用申請書に記載した事項のうち、当該利用者に関するものについて変更しようとするとき又は変更が生じたときは、速やかにセンター長に申し出て、その許可を受けなければならない。

(利用者の責任)

第11条 SHIRAUMEの利用に対する責任は、利用者が負うものとする。

2 アカウント申請者及び利用者は、アカウント(管理権及び利用の申請を行う権利等)並びに当該アカウントに関するユーザー名及びパスワード名等ログイン情報(以下「ログイン情報等」という。)を第三者へ提供又は貸与などをしてはならない。ただし、GPUサーバーへのアクセスに必要な情報に関しては、アカウント申請者の管理及び責任の下、同グループ内の利用者間で共有して利用することを認める。

3 第三者によるSHIRAUMEへの不正アクセス等により、アカウント、アカウントに関するユーザー名及びパスワード名等ログイン情報を第三者に不正に取得された場合についても第1項を準用し、アカウント申請者及び利用者はログイン情報等の管理について責任を負うものとする。

4 利用者は、不正アクセス等を発見した場合、速やかにセンター長に報告し、その指示に従わなければならない。

(利用許可の取消し等)

第12条 センター長は、アカウント申請者又は利用者が次のいずれかに該当した場合は、アカウントの削除、アカウント申請者又は利用者の利用の許可の取消し及びSHIRAUMEの利用を一定期間停止することができる。このとき、当該アカウント申請者及び利用者はセンターの指示に従い、指定された期間内に速やかにSHIRAUMEにおける当該アカウントのデータを移管及び保全するものとする。

一 センター又はSHIRAUMEなどの運営に支障を生じさせたとき。

二 法律、政令、省令、条例及びこの要項に違反したとき。

三 実験に係る法令、指針及び倫理規程等に違反したとき。

四 第14条に記載される利用料金が滞納されたとき。

2 前項において指定された期間を超えた時点における当該アカウントのSHIRAUME内のデータは、これを破棄するものとする。この場合において、当該アカウント申請者及び利用者は、データの回復、データの消失に関する損害賠償その他の一切の主張を行うことができない。

(免責事項)

第13条 センターは、利用者にSHIRAUMEを安定的に提供できるよう努力するが、利用者がSHIRAUMEを利用したことにより被った損害、その他SHIRAUMEに関連して被った損害について一切の責任及び負担を負わない。特に、センター長が必要と認めるとき、SHIRAUMEは機材交換やメンテナンスなどを理由に一定期間の利用を停止する場合があるが、この期間に利用者がSHIRAUMEにアクセス出来ないことによって発生する損害についても、センターは一切の責任及び負担を負わない。また、利用者は、データのアクセス権限の管理及びデータのバックアップに関しても、これを自己責任で行うものとする。

(料金)

第14条 アカウント申請者は、利用期間内における料金について、別表の料金欄に掲げる金額から算出される料金を指定された期日までに納付しなければならない。なお、料金を運営費交付金、寄附金又はその他の学内予算により納付する場合は、予算の移替をもって納付に代えるものとする。

2 この要項において、課金区分は次に掲げるところに分類する。

一 学内利用者及び学外学術機関利用者

二 民間機関利用者

3 既納の料金は、いかなる理由があっても返還しない。

4 別表の料金欄に掲げる金額は、毎年度更新されるものとする。

5 別表の料金欄に掲げる金額が更新されたとしても、許可のあった利用期間における利用料金は利用許可時の料金のままとする。

(受付窓口等)

第15条 SHIRAUMEの利用申請受付及び利用確認書に関する事務は、センターの担当者が行う。

(年度更新)

第16条 アカウント申請者又は利用者が次年度も継続してSHIRAUMEを利用する場合には、利用年度の3月末日までに所定の継続申請書をセンター長に提出し、その許可を受けなければならない。

2 前項のほか、継続利用の申請を行う場合には、継続を希望する利用期間の申請を合わせて行うものとする。

(成果の報告)

第17条 アカウント申請者及び利用者は、利用期間が満了したとき、利用年度の3月末日又は利用資格を取り消されたときのいずれかにおいて、SHIRAUMEの利用による成果をセンターに報告しなければならない。

(補則)

第18条 この要項に定めるもののほか、SHIRAUMEの利用に関し必要な事項は、総合研究院M&Dデータ科学センター教員会議を経てセンター長が別に定める。

附 則

1 この要項は、令和6年10月1日から施行する。

2 東京医科歯科大学M&Dデータ科学センター包括契約に基づく東京大学医科学研究所HGCスーパーコンピュータ利用内規(令和2年9月14日M&Dデータ科学センター長制定)は、廃止する。

別表 SHIRAUME料金表(第14条関係)

利用区分	金額(グループ当たり、月額)
学内アカウント申請者 ／学外学術機関アカウント申請者	ストレージシステム＊ 500円／1TiB
	GPUサーバー(オプション) 25,000円／1unit
学外アカウント申請者 ／民間機関アカウント申請者	ストレージシステム＊ 1,000円／1TiB

＊ただし、申請に当たっての最低利用量は8TiBとする。